The page features a decorative design with three sets of concentric circles in shades of gray, each outlined in orange. These circles are arranged in a vertical line on the right side of the page. Two diagonal orange lines cross the page from the top-left to the bottom-right, framing the central text area.

第 1 編 総論

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の構成と期間
3. 計画の性格
4. 計画策定の社会的背景と課題
5. 町民意識調査の結果

1. 計画策定の趣旨

高鍋町では、平成 22 年 3 月に第五次高鍋町総合計画（目標年度：平成 28 年度）を策定し、この計画に定めた将来像『住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」～子どもがにぎわうまちづくり～』の実現に向けて前期基本計画に基づき、取り組みを進めてきました。

この間、世界同時不況や歴史的な円高による産業空洞化への懸念、平成 22 年の口蹄疫の発生、平成 23 年の東日本大震災など本町を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中で、各種の施策を実施してきましたが、前期基本計画の計画期間が平成 24 年度をもって終了したことから、その達成状況や実績を評価・検証するとともに、今後 4 年間に取り組むべき課題について検討を行い、「後期基本計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 28 年度）を策定しました。

今後は、本町のまちづくりの将来像と基本理念を掲げた「基本構想」を引き続き継承するとともに、この計画に基づき、基本構想に掲げた「将来像」の実現に向けて、本町のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていきます。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画から構成されています。それぞれの役割は次のとおりです。なお、実施計画は別途策定します。

- **基本構想** ⇒ 平成 22 年度から平成 28 年度まで（7 年間）

総合的・長期的展望に立ち、本町の進むべき方向と将来像を明確にした上で、まちづくりの基本方針、目標など、目指すべきまちの姿を明らかにしたものです。

- **基本計画** ⇒ 前期：平成 22 年度から平成 24 年度まで（3 年間）
後期：平成 25 年度から平成 28 年度まで（4 年間）

基本構想を受けて、目標を達成するために必要な基本施策・基本目標を総合的かつ体系的に明らかにしたものであり、実施計画の基礎となるものです。

- **実施計画** ⇒ 3 年間（毎年度見直しを行うローリング方式）

基本計画に定められた基本施策・基本目標を現実の行政運営の中において効率的かつ効果的に実施するため、期間内の個別事務事業を明らかにしたものです。

◆高鍋町総合計画の構成と期間

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基本構想 (平成 22 年度～平成 28 年度)						
前期基本計画 (平成 22 年度～平成 24 年度)			実績・評価 見直し	後期基本計画 (平成 25 年度～平成 28 年度)		
実績	評価 見直し	実施計画 (平成 24 年度～平成 26 年度)				
	実績	評価 見直し	実施計画 (平成 25 年度～平成 27 年度)			
		実績	評価 見直し	実施計画 (平成 26 年度～平成 28 年度)		

3. 計画の性格

総合計画は、幅広い町民の理解と合意を得ながら本町の将来像を明確にし、町民と町行政が共通の認識と理念の下で、その実現に向けて行動する際の羅針盤となるものです。

本計画は、次の4つの性格を持っています。

1. 町の計画の最上位に位置し、すべての分野別計画のもとになる計画

総合計画は、高鍋町が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位の計画です。今後、分野ごとに作られる計画は総合計画との整合性を図ります。

2. 町民が公共的な活動を行う際、その根拠となる計画

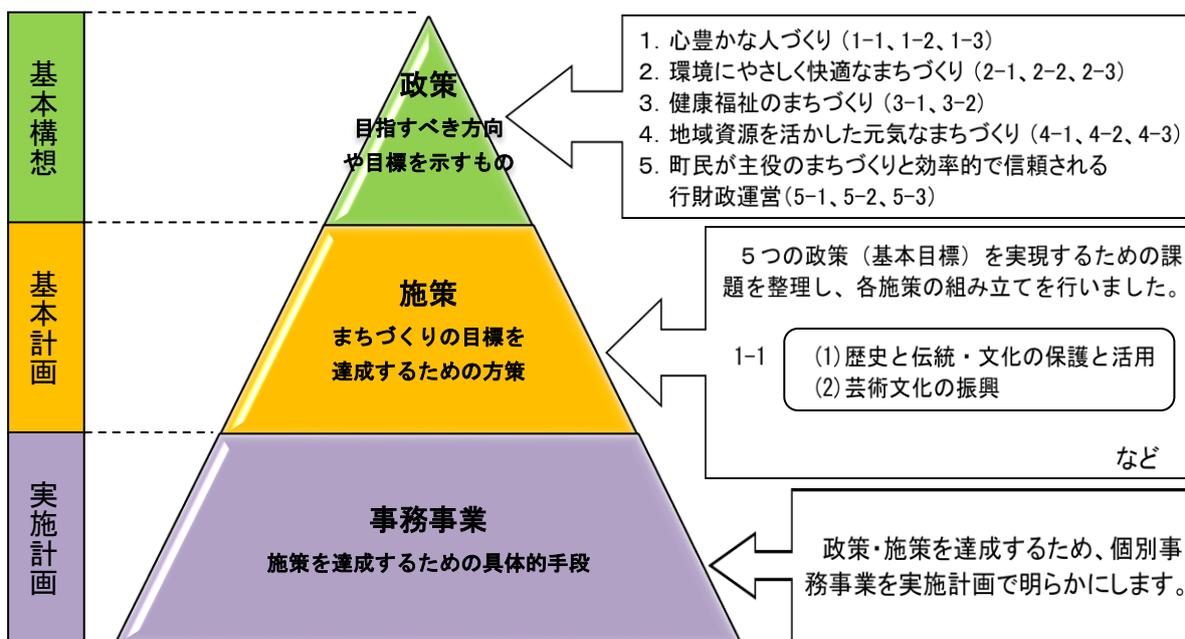
町が行う事業だけでなく、町民が公共的な活動を行う際にも、活動の根拠となる計画です。活動を行うときは、それが総合計画のどの目標を達成するためのものかを確認することが必要です。

3. 国、県、広域圏計画との整合

本計画策定に当たっては、国土形成計画、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）、西都・児湯地域市町村間連携推進計画など、上位計画との整合性に留意しました。

4. 見直しができる計画

PDCAサイクルの中で施策や事業を評価し、改善を進めていくためには、計画の見直しは不可欠です。定期的な見直しだけでなく、町民提案や町長が掲げたマニフェストなどによる見直しを積極的に行います。



4. 計画策定の社会的背景と課題

① 少子高齢化と人口減少社会の進展

総務省によると、平成 22 年（2010 年）国勢調査に基づく日本の総人口は、1 億 2,805 万 7,352 人（平成 22 年 10 月 1 日現在）と発表されました。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、わが国は長期の人口減少社会に入ったと予測されており、平成 24 年 1 月の推計（中位推計）では平成 62 年（2050 年）には、総人口が 1 億人を割り込むとされています。

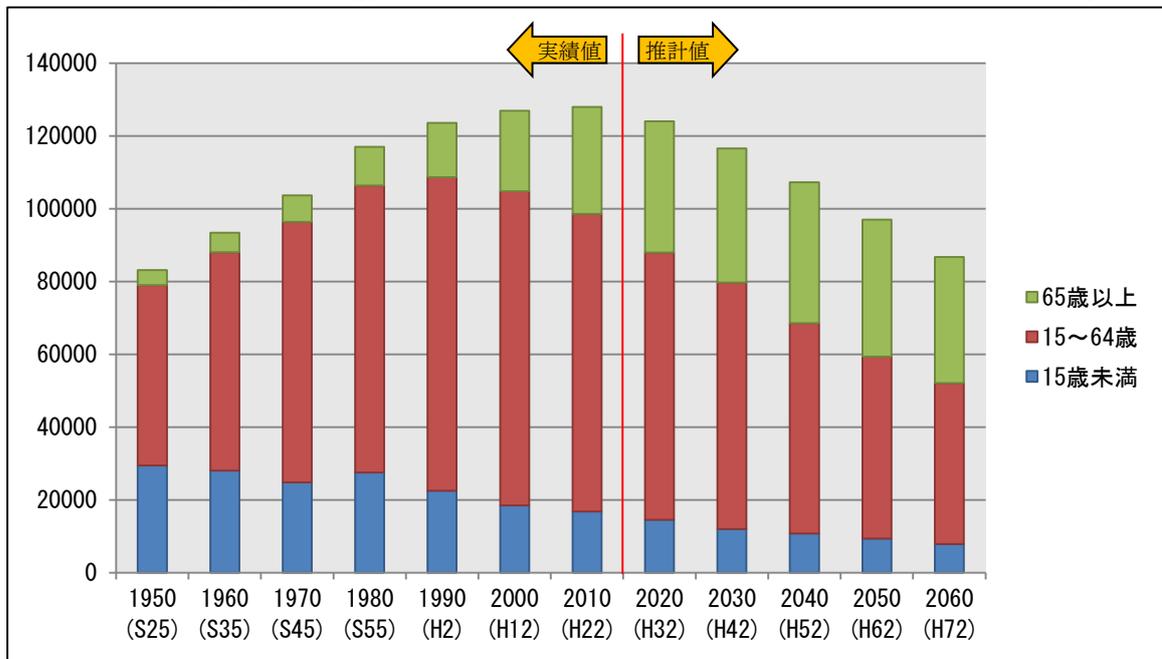
人口減少に伴い、少子高齢化も急激に進行し、平成 22 年（2010 年）に 23.0%である 65 歳以上の高齢化率は、平成 42 年（2030 年）には 31.6%、平成 72 年（2060 年）には 39.9%にも達するとされています。

人口減少や高齢者に偏った人口構造の変化は、社会保障制度の維持を困難にするだけでなく、生産年齢人口（15～64 歳）の減少による経済規模の縮小や地域活力の低下、地方公共団体の財政状況の悪化など、多方面にわたり大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、少子化対策としては、総合的な子育て支援により子どもを産み育てやすい環境を整備していくことが重要となってきます。高齢化への対応としては、地域における支え合いや健康寿命の伸長などによる健康で生きがいをもって暮らせる長寿社会の構築が求められています。また、本町の高齢化率は、平成 24 年（2012 年）現在で 26.2%となっており、将来も全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいくことが予想されます。今後は、高齢者の豊富な知識や経験、優れた技能を地域づくりに生かしていく環境づくりも重要となってきます。

◆日本の人口の推移（中位推計）

（単位：千人）



（資料：国立社会保障・人口問題研究所

「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）出生中位（死亡中位）」）

② 国の経済・農業政策の影響

日本経済は長引く景気低迷の中、米国のサブプライム問題に端を発したリーマン・ショックによる世界的金融危機・世界同時不況により、急激な円高や株価の急落を受け、さらなる景気後退へと繋がっていきました。

しかし、日本経済の長引くデフレから脱却するため平成 24 年 12 月 26 日に発足した第 2 次安倍内閣において 3 本の矢を柱とする経済政策、いわゆる「アベノミクス」により株価の高騰、円安による輸出産業の業績改善により日本経済は回復基調にあるものの、いまだ地方では景気回復を実感するまでにはいたっておらず、さらに平成 26 年 4 月からの消費税増税に伴う消費の落ち込みなど懸念材料もある中で、今後の国の経済対策を注視していく必要があります。

また、本町の基幹産業である農業分野においても生産調整（減反）政策の見直しや T P P（環太平洋パートナーシップ協定）交渉により、今後、米価の下落や海外産農作物との競争激化、耕作放棄地の増大による農村環境の破壊など農業を取り巻く環境は激変する恐れがあります。今後の T P P 交渉の経過や減反政策を含めた農業政策の動向にも注視していく必要があります。

本町においても口蹄疫発生から 3 年がたち畜産農家の復興や各種イベントの実施などにより町内にも活気が戻るようになりましたが、国の掲げる経済政策や農業政策は、本町の農業・商工業にも大きな影響を与えることが懸念されます。

今後も、国や県の施策動向を注視し、地域の特色を生かした企業立地や地場産業の復興、農業経営の安定化など本町経済をあらゆる角度から活性化させていくことが重要となります。



解説

- アベノミクス：安倍首相が表明した“3本の矢”を柱とした経済政策のこと。
 - 3本の矢：①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略
- ①バブル崩壊以降の 20 年間における不況の最大要因をデフレと捉え、デフレ脱却を目指すべくインフレターゲットの導入を決定。そのために、これまで独立性が重視されてきた日銀に対して、日銀法の改正も視野に入れた上で 2%の物価目標を掲げるよう働きかけ、その目標が達成されるまでは無制限の量的緩和策をとることを決定しました。
- ②政府は 2013 年 1 月 15 日、過去 2 番目の規模となる 13 兆 1 千億円の補正予算案を閣議決定しました。内訳は、東日本大震災の復興費を含む「復興・防災対策」に 3 兆 8 千億円、通学路の安全対策など「暮らしの安全・地域活性化」に 3 兆 1 千億円、さらに再生医療の実用化支援など「成長による富の創出」に 3 兆 1 千億円となっています。
- ③産業競争力会議において 7 つのテーマ別会合を開き、2013 年 6 月をめぐりに具体案をまとめるとした。7 つのテーマは以下の通り（1. 産業の新陳代謝の促進 2. 人材力強化・雇用制度改革 3. 立地競争力の強化 4. クリーン・経済的なエネルギー需給実現 5. 健康長寿社会の実現 6. 農業輸出拡大・競争力強化 7. 科学技術イノベーション・ITの強化）

（資料：とはサーチ ～様々な言葉の意味を初心者にもわかりやすく解説～）

③ 安全で安心できる社会づくり

阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震などを契機に、わが国においては計画的に地域防災を進めてきましたが、この度の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故は、震源地を含む広範囲な地域に甚大な被害をもたらしました。

近い将来、発生が予測される南海トラフ巨大地震においても広範囲にわたり甚大な被害がでることが予想されています。平成 25 年 11 月に宮崎県が発表した被害想定によると本町の被害状況は、死者約 1,000 人、負傷者約 1,100 人、建物全・半壊約 7,700 棟と予想されていますが、減災措置（建物の耐震化率の向上や津波避難ビルの指定など）を講じることにより、その数値は大幅に減少するとされていることから、地震や津波、風水害など防災に関する対策を根底から見直すことが必要となっています。

また、犯罪については、刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、犯罪の低年齢化や子どもを対象とする凶悪な犯罪が増大するとともに、インターネットなどを利用した新たな犯罪も増大しています。

今後は、安全で安心な生活環境及び社会を形成していくためにも、地域住民の防災・防犯に対する意識を更に高めながら、家庭や地域をはじめ社会が一体となって地域の安全・安心を確保し、町民が笑顔で生活を送ることができる社会を構築するための取り組みを進める必要があります。

④ 持続可能な循環型社会の構築

地球温暖化やオゾン層の破壊、生物多様性の減少など地球環境問題は世界規模での対策が喫緊の課題となっています。

近年、地球温暖化に起因すると言われる異常気象が世界各地で続く中、日本国内においても同様に気候や生態系の変動などが生じており、私たちを取り巻く様々な環境に影響を与えています。

さらに、現代社会では、子どもから大人まで、年代を問わず様々なストレスにさらされる環境にあり、自然とのふれあいは、日常生活を送る多くの町民、特に子どもたちの豊かな感性の醸成などの面で欠かせないものです。

本町の豊かな環境を保全し、次代に継承していくためには、大量生産・大量消費の社会活動に起因する身近なゴミ処理の問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、町民、企業、行政など、あらゆる主体がそれぞれ責任を持ち、個々のライフスタイルや社会システムを見直し、持続可能な循環型社会の構築を図っていく必要があります。また、福島第一原子力発電所の事故以降、わが国のエネルギー政策の先行きは不透明になっており、エネルギーの安定供給を図る観点から、省エネルギーの啓発、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入などの取り組みも重要になっています。

⑤ 高度情報化社会への対応

情報通信技術の目覚ましい進展により、インターネットや携帯電話などが普及し、市民の生活に深く関わる情報化がかつてないスピードで進んでいます。これらの状況に対応するため、行政サービスにおいても多様な情報通信手段への対応や情報入手の迅速化が求められるとともに、ICT^(*)を有効に活用した行政サービスの提供が求められています。

⑥ 地方分権の進展

平成 22 年に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されて以降、第一次から第三次までの「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」や地方自治法の一部改正などが施行され、国から都道府県、都道府県から市町村への権限移譲やこれまで法律で規制されていた条項の条例委任など地方分権改革は着実に進められています。

このような状況の中では、自らの地域のことは自らの意志で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つという考え方が不可欠となっています。

本町において地方分権を確立していくためには、行財政基盤の充実強化を図るとともに、町民一人ひとりやNPO^(*)、企業など地域社会を構成するあらゆる主体が、自らの責任と判断や創意工夫により、本町の持つ資源や特性を最大限に活用し、個性と魅力あふれる地域づくりを進めることが重要となります。

*1 ICT：情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

*2 NPO：Non Profit Organization の略。非営利活動組織のこと。利潤の追求や利益の配当を目的としないで、自主的・自発的に公共的な活動を行う組織や団体のこと。

5. 町民意識調査の結果

本計画の策定にあたり、町民の意向を計画に反映させるため、平成 25 年 9 月 13 日から 9 月 24 日までの期間に、20 歳以上の男女 2,000 人（住民基本台帳から無作為抽出）を対象にして、定住意識、まちづくりに関する評価、町民参加意識、まちづくりの方向性などについて町民意識調査を行いました。

また、平成 20 年に実施した町民意識調査と同じ内容で実施することで、前期基本計画の期間で町民の意識の変化も比較することとしました。

調査票の配付・回収は郵送により行い、回収は 715（回収率 35.8%）となり、前回調査より約 10 ポイント減少いたしました。

1. 高鍋町のまちづくりに関する評価について

高鍋町のまちづくりに関する評価について、①社会基盤の整備、②自然環境の保全、③安全・安心の確保、④人権・交流、⑤教育・文化・スポーツの振興、⑥健康・福祉の充実、⑦産業の振興、⑧行政運営の 8 分野の満足度について調査を実施しました。

おおむね前回調査よりも満足度は改善傾向にあるものの、各項目において「雇用の場・雇用機会の創出への支援」（▲1.54）の満足度が最も低く、次に「既存企業の育成・支援、企業誘致」（▲1.17）となっており、全体的に「産業の振興」分野は他の分野よりも満足度が低くなっています。他にも、「鉄道、バスなどの公共交通機関の利便性」（▲0.91）、「障がい者や高齢者などの歩行者に配慮した道路の整備」（▲0.88）、「台風や風水害・地震などの災害に強い基盤整備」（▲0.83）、「町民の意向を反映した町政運営」（▲0.79）の満足度が低くなっています。

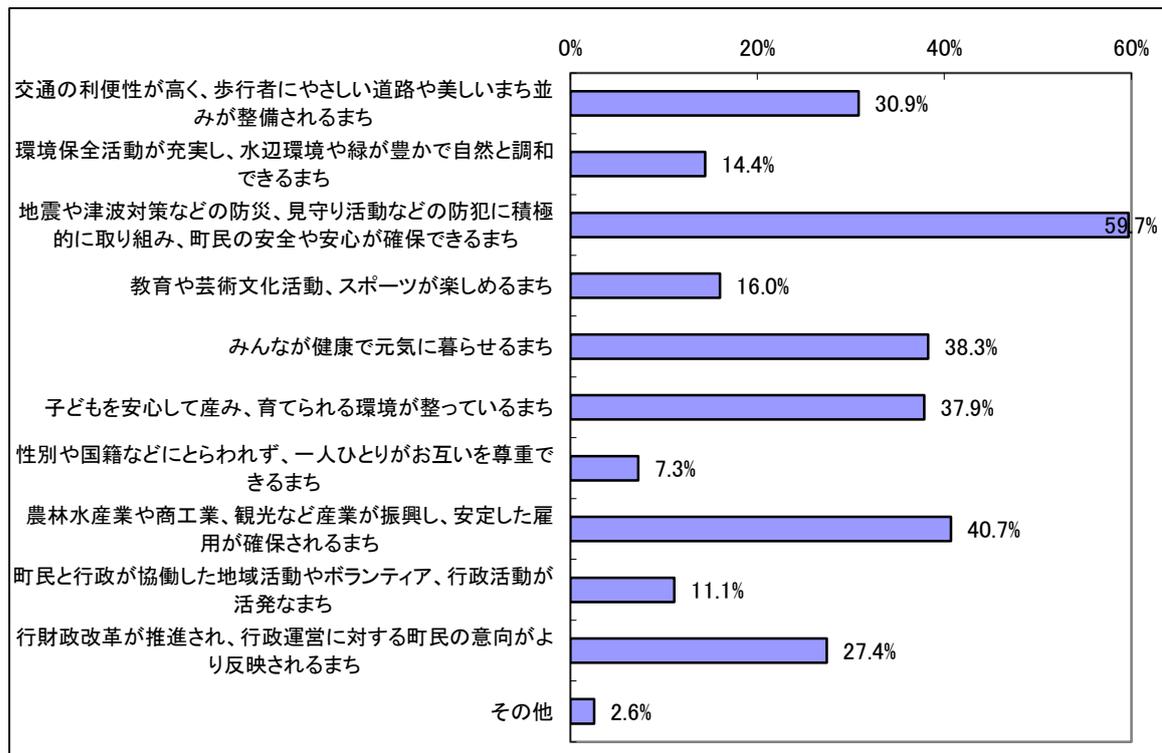
一方、満足度が高いものとしては、「高鍋町固有の自然環境・景観の保全」（0.82）、「ごみの減量化やリサイクルに対する取り組み」（0.57）、「安全でおいしい水道水の供給」（0.55）、「ふるさと教育や文化財の保護・活用」（0.47）、「消防や救急体制の整備」（0.43）となっています。

2. 町民が望む将来像について

今回の意識調査において、町民が望む高鍋町の将来の姿は、「地震や津波対策などの防災、見守り活動などの防犯に積極的に取り組み、町民の安全や安心が確保できるまち」（59.7%）の割合が最も高く、前回調査よりも 1 割程度高くなっています。次いで「農林水産業や商工業、観光など産業が振興し、安定した雇用が確保されるまち」（40.7%）、「みんなが健康で元気に暮らせるまち」（38.3%）、「子どもを安心して産み、育てられる環境が整っているまち」（37.9%）と続いています。

年齢別では、すべての年代で「地震や津波対策などの防災、見守り活動などの防犯に積極的に取り組み、町民の安全や安心が確保できるまち」の割合が高くなっており、若い世代では「子どもを安心して産み、育てられる環境が整っているまち」、年代が高い世代では「行財政改革が推進され、行政運営に対する町民の意向がより反映されるまち」が高くなっています。

この結果から、町民は、安全・安心に暮らせるまち、産業振興と安定雇用、健康・福祉の充実を望んでいることがわかります。



3. 協働のまちづくりについて

本計画の大きな柱である「町民との協働の一層の推進」を図るため、今後の町民参加（協働のまちづくり）について町民意識調査を行いました。

全体的に、前回調査より町民参画に対する積極性は低くなっているものの、「高鍋町の町政（町の仕事）、まちづくりに関心がある」については、前回調査に引き続き、7割以上の町民が「関心がある」と回答しており、「これからのまちづくりには、町民の参加や協働が不可欠である」については9割近くの町民が「不可欠である」と回答しています。

一方、「地域活動やボランティア、NPO活動に参加したい」には約半数の町民が「参加したくない」と回答しており、町政やまちづくり以外の分野では町民の関心が低いことがわかります。

